

平成 23 年 8 月議会 代表質問 『自民党新生会』

田中 文夫 議員

1 山口国体について

(1) 総合優勝について

県民の多くがスポーツに親しみ、スポーツを通じた県づくりを加速させるためには、スポーツへの関心をさらに高めていくことが必要である。その鍵は前回国体では成し得なかった県民悲願の天皇杯を獲得することにあると思う。

県民が「総合優勝」を体験することで、一層の誇りと自信を持ち、スポーツの裾野の拡大や高い競技水準の維持・定着に向けて、大きな力になると確信する。

高校総体も開催されたが、来月 7 日からは、会期前実施競技として水泳など 3 競技が実施され、いよいよ山口国体が始まる。山口国体での総合優勝に向けた知事の心意気を聞く。

山口国体についてのお尋ねのうち、総合優勝についてであります。

山口国体での本県の選手の活躍は、県民に夢と希望を与え、県民が地域でスポーツに関わっていく大きな契機となります。

スポーツ振興を通じた「元気な県づくり」にもつながりますことから、県民の悲願でもある総合優勝を大きな目標としてまいりました。

このため、これまで、各競技団体の皆さんと一丸となって、競技力の向上に努めてまいり、先に行われた北東北高校総体でも、ハンドボール女子で華陵高校が初優勝するなど、着実に底上げが出来てきており、最後の伸びに期待をいたしているところであります。また、各競技団体が掲げる目標達成が、総合優勝の実現につながりますことから、私は今、県下各地を回り、選手やチームを激励をしているところであります。

こうした中、いよいよ待ちに待った競技会という夢の大舞台が、9月7日から水泳競技を皮切りに、体操、クレール射撃と、始まってまいります。

本番を前に、先週 26 日には、選手・監督・本部役員計 942 名の、本県最大となる山口県選手団の結団式を行い、熱い戦いに向けて、「チームやまぐち」として一致結束を図り、全力を尽くすことを確認をいたしました。

選手の皆さんは、最高のコンディションで、これまで培った力を余すところなく本番で発揮してくれるものと期待をいたしております。

特に、会期前実施競技である3競技の選手の皆さんには、「チームやまぐち」の先陣として、弾みとなる好成績を上げていただくことをお願いしたところであります。

こうした選手の活躍のためには、県民の皆様が力強い応援が大きな力となりますことから、県民の皆様には、是非、会場にお越しをいただき、「チームやまぐち」に熱い声援を送っていただきたいと願っております。

私は、やればできるという自信と誇りを県民の皆様にかけていただき、これからの県づくりの大きな力とするためにも、総合閉会式では、最高の笑顔で、選手と県民が一つになって喜びを分かち合える大会となるように、全力で取り組んでまいります。

1 山口国体について

(2) 国体を契機としたスポーツ振興について

国体に向けてここまで高められた競技力を、今後もしっかりと維持していくとともに、多くの県民にとってスポーツがより身近で日常生活の一部となるような環境づくりにつなげていくことが重要であると考えます。

そこで、国体を契機としたスポーツの振興に向け、どのように取り組んでいくのか伺う。

次に、国体を契機としたスポーツ振興についてのお尋ねであります。

私は、山口国体・山口大会に向け培われた「競技力」や「スポーツへの関心の高まり」を活かし、県民の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりや活力ある地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

このため、「競技力の維持・定着」はもとより、「生涯スポーツの振興」、「スポーツを核とした地域づくり」などの視点に立ち、先の県議会特別委員会からの御提言も踏まえながら、今後のスポーツ振興の基本的な方向性を示す「スポーツ戦略プラン」の策定に、両大会終了後速やかに着手するということにいたしております。

さらに、「県の責務」をはじめ、「競技力の向上」や「障害者スポーツの推進」等の基本理念を盛り込んだ「スポーツ振興条例」を制定をし、両大会を契機として高まった県民力・地域力を活かして、県民の誰もが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めてまいります。

2 地域防災計画について

【総務部防災危機管理課】

これまで幸いにして大きな地震災害がなかった本県ではあるが、「住み良さ日本一」を実現するためには、県民の「くらしの安心と安全基盤の強化」を確実に実行していくことが不可欠である。これまでの想定を超える事態も想定しておく必要があり、その対策は一刻の猶予も許されない。

本県の地域防災計画の改定にあたっては、国の防災基本計画の見直しとも整合性を図る必要があるが、まず、現時点における国の検討状況について、どのように把握しているのか、お尋ねする。

また、国の見直しを待たずとも、本県として独自に様々な取組をスタートさせることも十分可能であり、県では、委員会を設置し、鋭意検討を進めている。

そこで、今後の本県の地域防災計画の改定をいつまでに行うのか、その方向性をどのようにお考えなのか、さらには緊急的な対策については、一日も早く実行に移すための具体的な取組の必要があるとも思うが、どのようにお考えなのか、所見を伺う。

次に、地域防災計画に関するお尋ねについてであります。

この度の東日本大震災は、千年に一度とも言われますような、未曾有の災害でありましたことから、国、地方を通じて多くの団体・機関において、防災対策の見直しが進められております。

このような中、国の防災基本計画の見直しに関しましては、4月に開催された中央防災会議において、今後の地震・津波対策を検討するための専門調査会が設置をされたところであります。

調査会では、中間取りまとめとして、「科学的知見をベースに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討しておくべきである。」とするなどの基本的な考え方が示されたところであります。秋頃には、検討結果の最終取りまとめを行い、それを踏まえて防災基本計画の見直しが行われることとされております。

一方、県におきましては、6月の県防災会議で設置した、大規模災害対策検討委員会において、本県で大規模災害が発生した場合を想定し、課題別に設けた3つの部会において、現行の地域防災計画等では対応が困難な課題に特化をして、対策等の検討を進めているところであります。

委員会での検討項目のうち、まず、大規模災害の被害想定につきましては、本県で起こり得る大規模災害は、地震・津波と高潮であるとし、海溝型地震や活断層地震などの類型別に、想定される災害の状況を検討いたしますとともに、日本海側の津波につきましても、初めて想定を行っているところであります。

また、救助・救急対策や被災者支援対策につきましては、被害想定を踏まえ、救助関係機関の連携強化や応援部隊の活動拠点の確保、災害派遣医療チーム（DMAT）の増強、被災市町の行政機構を補完するための応援体制や緊急支援物資の搬入・搬出システムの整備など、必要な対策について幅広く検討が重ねられているところであります。

これらの検討内容につきましては、現在、中間的な取りまとめが行われているところでありますが、今後、秋頃に国の専門調査会の地震・津波対策に関する最終取りまとめが公表されますことから、それとの整合を図り、県として最終的な取りまとめを行った上で、年明けには県防災会議を開催し、地域防災計画に反映することといたしております。

また、救助・救急や被災者支援の対策につきましては、連携のための仕組みづくりなど、県独自で取組を開始できるものも多くありますことから、市町や関係機関との調整を鋭意進め、可能なものから速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

3 食の安心・安全について

福島第一原子力発電所の事故は、食の安心・安全にも大きな影響を及ぼしている。特に、放射性物質に汚染された疑いのある牛肉については、その流通が全国規模で確認され、本県においても小売店などで流通が確認された。国は、その責任において、放射能に汚染された食品を流通させない体制整備を図るなど、対策等を講じるべきである。

県は、このような新たな問題に対し、国や関係自治体、事業者などとも連携して、流通食品の安全性の確保や県民の食に対する不安や不信の解消に取り組むことが重要である。

放射能汚染の疑いのある食品の流通に伴う県のこれまでと、今後の取組について伺う。

次に、食の安心・安全についてのお尋ねにお答えをいたします。

このたびの福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染食品の流通につ

きましては、消費者に、食に対する不安や不信をもたらしており、その流通防止対策は、県民の食の安心・安全を確保する上で、緊急かつ重要な課題であると認識をいたしております。

したがって、県といたしましては、これまで、国が出荷制限を指示した野菜や魚介類等の食品について、直ちに量販店等に対する緊急調査を実施をし、県内への流通がないことを確認をいたしました。

こうした中、お示しのありましたように、放射性物質に汚染された稲わらを与えられた可能性がある牛の肉について、全国規模で流通していることが判明をいたしました。

このため、これらの牛肉につきましては、国や関係自治体等と連携をして、流通状況の把握に努め、牛の個体識別番号により、県内への流通が確認された場合には、速やかに販売店や商品名等を特定し、販売自粛や回収を要請をいたしました。また、入手できた牛肉につきましては、放射性物質の検査を行うなど、食肉の安全確保に努めてまいりました。

また、消費者の不安や不信が解消されるよう、各保健所における相談窓口の開設や関係団体等を通じた情報提供を行っているところであります。

さらに、このような新たな問題につきましては、国と地方が一体となって取り組む必要がありますことから、先般、全国知事会を通じて、国による汚染牛肉の流通防止に向けた体制の構築などを要請いたしました。

現在、国におきましては、検査体制の充実強化を図りますとともに、食品に含まれる放射性物質が、人の健康に与える影響を科学的に評価し、食品ごとの新たな規制値の設定について、検討が行われております。

県といたしましては、こうした国の動きも踏まえ、引き続き、情報収集に努め、消費者等に対しましては、これまでのホームページの活用等に加え、新たに出前講座や研修会を実施するなど、分かりやすく正確な情報を、適宜・適切に提供してまいります。

また、国における規制値の設定を受けて、食品の監視指導や検査体制を強化をし、事業者に対して、規制値を超過する食品の流通防止について、徹底を図ってまいります。

今後とも、国や関係団体、事業者等と連携を密にし、食の安心・安全の確保に万全を期してまいります。

4 道路行政について

道路は、住民の生活向上や経済発展などに不可欠な最も基本的な社会資本である。

特に、高速自動車道は、救急医療や大規模災害対応等に必要不可欠であるが、未だ整備の進んでいない区間が多く存在し、また、地域高規格道路については、地域間の交流促進等に重要な役割を果たすため、その整備促進が求められている。さらに、生活道路についても、あわせて整備を行うことにより、各道路による真のネットワーク化が必要である。

山陰道については、事業着手されているのは約21km、率にして23%であり、残る約69kmについては未着手であるばかりか、大部分を占める萩・益田間約40kmについては、依然、予定路線のままとされている。

先日、国に要望活動をされたが、県の努力を評価するとともに、引き続きよろしくお願ひする。

地域高規格道路についても、6路線について、計画延長約135kmのうち、約100kmが残っており、小郡萩道路等、部分的な開通にとどまっているものが殆どである。

道路はネットワーク化されてはじめてその効果を最大限に発揮できるものであり、県民の安心・安全な生活の確立など、様々な面からも、道路整備を進めていく必要がある。

そこで、今後の県内の道路整備、特に、高規格な道路の整備について、県の考えを伺う。

次に、道路行政についてのお尋ねにお答えをいたします。

道路は、申すまでもなく、県民生活、地域の産業、救急・防災活動などを支える重要な社会資本であります。これらの機能を効果的に発揮させるためには、県内全域にわたるネットワークの整備を、計画的かつ着実に進めていく必要があります。

そのため、お尋ねの高規格な道路の整備につきましては、私は「加速化プラン」の重点事業に掲げ、早期完成を目指して、これまで全力で取り組んでまいりました。

この結果、山口宇部道路が全線供用し、萩・三隅道路も供用が間近に迫るなど、加速化プランの目標達成は確実であると考えております。

こうした中、先の東日本大震災では、高速道路ネットワークが、まさに「いのちの道」として、被災地の救援・物資輸送に大きな役割を發揮したところであります。私は、本県におきましても、災害に強い基盤づくりの推進をする上で、山陰道の整備や、高速道

路と一体的な機能を果たす地域高規格道路の整備について、その必要性を再認識をいたしたところであります。

とりわけ、山陰道につきましては、国の責任において整備されるべきものでありますことから、これまでもあらゆる機会を通じて国に要望してまいりましたが、私は、去る8月18日、全国知事会の代表として、国土交通大臣に対し、災害に強い国土づくりなどについて要望いたしました際にも、具体的な事例として、山陰道のミッシングリンクの解消を強く訴えたところであります。さらに、この26日には、本県独自でも政府要望を行ったところでありまして、今後とも、山陰道全線の着実な建設促進について、国に強く働きかけてまいります。

また、高速道路を補完する地域高規格道路につきましても、山口宇部道路と高速道路を連結する小郡ジャンクションや、地域の渋滞緩和を図る下関北バイパスなどの事業を、強力に推進をいたしますとともに、小郡萩道路などの未着手区間につきましても、今後の交通需要の見通しや、社会経済情勢、財政状況等を踏まえつつ、事業展開について引き続き検討を行うなど、高規格な道路のネットワーク強化に向けた取組みを進めてまいります。

国の財政運営が大変厳しく、公共事業費はピーク時に比べて半減するなど、社会資本整備が抑制されております中ではありますが、将来に向けて、県民にとって安心・安全な道路ネットワークを確立するためにも、高速道路から生活道路に至る道路整備の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

5 教育問題について

教師が自己研鑽するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保するために、学校の組織運営体制および教員に対する指導体制の充実を図るべきと考えるが如何か。また、学校が地域コミュニティの中核となり、学校・家庭・地域が深い信頼関係で結ばれ、学校運営や教育活動に、保護者や地域の方々が積極的に参画できるよう、開かれた存在となることが必要と考えるが、教育長の御所見を伺う。

教育問題についてのお尋ねにお答えいたします。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、教員が子どもたちとしっかりと向き合って教育を行っていくためには、お示しのとおり、教員一人一人が自己研鑽に努める

ことはもとより、学校の組織運営体制や教員に対する指導体制を充実いたしますとともに、家庭・地域と一体となって教育活動を推進していくことが重要であると考えております。

まず、学校の組織運営体制の充実についてであります。

県教委では、昨年度、組織的な学校運営に関する実践研究に取り組み、今年度は、その成果を踏まえ、全ての学校が、それぞれの実態に応じて、教員間の情報共有を図る取組や、課題に迅速かつ的確に対応できる体制づくりなど、組織運営の改善・充実に向けて取り組んでいるところであります。

今後は、こうした取組の優れた事例を紹介し、各学校の運営体制の改善を促すなど、組織的な学校運営を一層推進してまいります。

また、教員の自己研鑽及び指導体制の充実についてであります。現在、管理職が行うきめ細かな面談や指導助言を通して、教員が自らのよさや課題を把握し、目標をもって自己研鑽に努めるよう、教職員評価の取組を進めているところであります。

今後は、教員一人一人の自己研鑽を促す取組はもとより、教員同士が日常の業務を通して相互に啓発し合う校内体制づくりを推進いたしますとともに、管理職を対象とした研修会におきまして、コーチングスキルやマネジメント能力の一層の向上を図り、教員に対する指導体制をより充実してまいります。

次に、開かれた学校づくりについてであります。

現在、各学校では、授業における学習支援、職場体験の受け入れ、登下校の見守りなど、様々な教育活動におきまして家庭・地域の協力や支援を得ながら、開かれた学校づくりを進めているところです。

特に、コミュニティ・スクールの制度を活用した学校では、保護者や地域の方々が、学習指導や生徒指導の課題解決に取り組まれるなど、積極的に学校運営に参画しておられ、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われております。

今後とも、市町教委と連携しながら、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを推進いたしますとともに、コミュニティ・スクールの設置をより一層促進してまいります。

県教委といたしましては、教員の資質能力の向上はもとより、組織的な学校運営のための体制づくりに努め、保護者や地域の方々の思いを受け止めながら、子どもたちとし

っかりと向き合う教育を進めてまいります。

6 警察行政について

治安を守る砦である警察による暴力団犯罪の徹底した取り締まりがあつてこそ、民間を中心にした暴力団を排除する活動や気運をけん引し、さらには、暴力団の壊滅を結びつけて行くものと考えているが、暴力団組織の壊滅に向け、今後、暴力団犯罪の取締りに、いかに臨んでいくのか、所見を伺う。

県内の暴力団につきましては、現在、28組織、約570人を把握しております。

暴力団は、福岡県等で銃器や爆発物を使用した凶悪な事件を引き起こす一方、近年、警察の取締りを逃れるため、その実態を益々不透明化させております。

また、資金獲得活動においても、暴力団関係企業や暴力団を利用して利益を図ろうとする者と結託し、正当な経済活動を装って資金を得るなど益々巧妙化させております。

そのため、県警察と致しましては、こうした最近の暴力団情勢を踏まえ、徹底した取締りと暴力団排除活動の推進により、その弱体化を図っているところであります。

特に、取締りに当たっては、議員お示しのとおり、正に人、物、金、つまり人的基盤の切り崩し、武器等の摘発、資金源の遮断が重要であります。

そのため、暴力団構成員等の検挙につきましては、昨年1年間で、全構成員等の32%に当たる185人を検挙しており、検挙比率では、1年間で3人に1人を検挙している状況にあります。本年も7月末までに、暴力団幹部6人を含む77人を検挙しております。

また、武器等につきましては、九州北部で拳銃発砲事件を敢行している九州誠道会や工藤會の幹部などから拳銃3丁と実弾多数を押収しております。

さらに、資金源につきましては、パチンコ店の出店に絡む企業恐喝事件や外国人ホステスの偽装結婚事件の検挙等に加え、労働者派遣法違反の検挙と併せた犯罪収益の没収などにより、組織の資金源に大きな痛手を与えているところであります。

しかしながら、経済取引等において、暴力団を利用したり、資金を提供したりする者が存在することも事実であり、暴力団の資金源を確実に遮断していくためには、暴力団を利用しない、容認しない社会作りが極めて重要であります。

このため、本年4月に山口県暴力団排除条例が施行され、本年7月には、萩市と阿武

町において同様の条例が施行となり、残る市町でも年度内の条例制定に向けた取組みが進められております。

このような中で、各自治体においては公共工事や公的給付制度等からの暴力団排除対策が更に強化され、民間においても、建設業、金融、証券等各種業界で経済取引等からの排除が推進されるなど、暴力団排除機運は大きく高まりつつあります。

県警察では、この機を逃すことなく、自治体、事業者等との連携を一層密にし、社会全体で暴力団を孤立化させるための取組みを進めるとともに、暴力団の徹底した取締りにより、こうした官民の暴力排除気運や活動をけん引し、暴力団の壊滅に向け、全力で取り組んでまいり所存であります。